

トイレの水洗化には、町の助成制度をご活用ください

●問い合わせ／業務係



下水道の供用開始区域内の人は、供用開始の日から3年以内にトイレを水洗化することが法律や条例で定められていますので、早めに水洗化工事を済ませましょう。

町では、供用開始の日から表1の期間内に自己資金で水洗化などの改造工事をした人に、補助金を交付します。

また、令和5年度に限り、補助を受けられる期間を過ぎてしまった人に対しても、対象工事を行う場合、補助金を交付します。さらに、今年度から、店舗や事務所など住宅以外の建物も対象になります。自己資金のみで水洗化工事を行う場合は、表2のとおり無利子の貸付制度がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▼表1 水洗化等改造工事補助金交付制度

供用開始の日から 工事を行うまでの 期間	排水設備 改造工事	水洗化 改造工事		水洗化・排水設備 改造工事同時施工		浄化槽 廃止工事
	1戸	便所1基	便所2基	便所1基	便所2基	1戸
1年以内	60,000円	77,000円	154,000円	137,000円	214,000円	95,000円
1年を超え2年以内	なし	62,000円	124,000円	122,000円	184,000円	88,000円
2年を超え3年以内	なし	46,000円	92,000円	106,000円	152,000円	81,000円

排水設備改造工事または浄化槽廃止工事に係る屋外排水管の長さが17メートルを超える場合、17メートルを超えた配管距離1メートルごとに3,600円を上記の額に加算(水洗化改造工事のみは除く)

※令和5年度に限り、補助を受けられる期間を過ぎてしまった人に対しても、対象工事を行う場合、補助金を交付します

補助金額は、2年を超え3年以内と同額です(排水設備改造工事のみの場合は1年以内と同額)

※生活扶助世帯およびこれに準ずる世帯の人が対象工事を行う場合は、表の金額にかかわらず予算の範囲内で補助金を交付します

※今年度から、店舗や事務所など住宅以外の建物も対象になります

▼表2 水洗化等改造工事資金貸付制度

種別	排水設備 改造工事	水洗化 改造工事		水洗化・排水設備 改造工事同時施工		浄化槽 廃止工事
	1戸	便所1基	便所2基	便所1基	便所2基	1戸
貸付金限度額	492,000円以内	372,000円以内	744,000円以内	864,000円以内	1,236,000円以内	660,000円以内
返済月数	72月以内					
返済方法	元金均等による月賦返済					

来年の4月1日から

相続登記が義務化されます！



※10万円以下の過料の対象になる場合があります

司法書士 長谷川博一事務所
厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地



52-8417